

平成30年3月1日

保護者 様

日進市教育長 吉橋 一典
豊明市教育長 伏屋 一幸
長久手市教育長 川本 忠
東郷町教育長 石川 光秋

中学校の部活動のあり方について

早春の候、皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より日進市の教育にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、平成29年3月に愛知県教育委員会より出された「教員の多忙化解消プラン」に示された4つの具体的な取組の柱

- (1) 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化
- (2) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進
- (3) 部活指導に関わる負担の軽減
- (4) 業務改善と環境整備に向けた取組

のうち、「中学校の部活動のあり方」について、日進市・豊明市・長久手市・東郷町の4市町合同で検討してまいりました。学習指導要領に記された部活動の意義もふまえたうえで、生徒の健康維持や自由時間の確保、教員の負担軽減を考慮し、平成30年4月1日より下記の取組を進めていくこととしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

記

1 通常期間の活動について

- (1) 平日の1日は、休養日とする。
- (2) 土日のうち1日は、休養日とする。
*大会出場により休養日を設定できない場合は、代替日を設定する。
- (3) 家庭の日（毎月第3日曜日）は、休養日とする。
- (4) テスト週間・期間は、休養日とする。

2 長期休業中の活動について

- (1) 土日祝日は、休養日とする。
- (2) 「会議、行事等を行わない期間」（8月中旬）は、休養日とする。
- (3) 年末・年始休業日は、休養日とする。
- (4) 1日練習を行う場合は、翌日は半日練習または休養日とする。